概要版

○笠間市安全な飲料水の確保に関する条例(案)について

1 制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次一括法)の制定により、「水道法」の一部が改正され専用水道等の権限の一部が県から市に移譲されました。

飲用井戸等の衛生確保について都道府県、すべての市又は特別区が実施するよう、「飲用井戸等衛生対策要領」(以下「要領」という。)の一部が改正され、厚生労働省より飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべての市が実施することが適切である旨通知されました。

要領では飲用井戸等及び水道法等で規制を受けない水道について、総合的な衛生の確保を図ることを目的に適正管理等のための対策を定めるよう求められていますが、県では「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例」により飲用井戸及び小規模水道等の管理の適正化に関し必要な事項を定めているところです。

現在は、これら飲用井戸及び小規模水道等について県が条例で定め事務を行っておりますが、これら国からの通知を受けて、茨城県においては平成26年4月1日より各市において行うこととなりました。これにより本市において条例を策定する必要が生じたため、「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例」を基本とし、飲用井戸等及び水道法等で規制対象とならない水道の衛生対策を行うため本条例を策定するものです。

2 条例の概要

(目的)

この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道(以下「小規模水道等」という。)並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

(1)水道

導管及びその他の工作物により,水を人の飲用に適する水として供給する施設 の総体をいう。ただし,臨時に布設されたものを除く。

(2) 小規模水道

水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水 以外の水を水源とする水道であって、次のいずれかに掲げる者に必要な水を供給 するもの(ア又はイに掲げる者に水を供給するものにあっては、常時水の供給を受 ける者が50人未満であるものを除く。)のうち、同項に規定する水道事業の用に 供する水道及び同条第6項に規定する専用水道以外のものをいう。

ア 特定の地域に居住する者

- イ 規則で定める建築物等を使用し、又は利用する者
- ウ 賃貸住宅その他の建築物の全部又は一部であって,賃貸の用に供するもの(規 則で定めるものを除く。)に居住する者

(3)小簡易専用水道

水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は小規模水道から 供給を受ける水のみを水源とする水道であって、水の供給を受けるために設けら れる水槽の有効容量の合計が、水道事業の用に供する水道からのみ受水する場合 にあっては5立方メートル以上10立方メートル以下であるもの、その他の場合に あっては5立方メートル以上であるものをいう。

(4) 簡易専用水道

水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。

(5)飲用井戸等

水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水 以外の水を水源とする水道であって、同項に規定する水道事業の用に供する水道、 同条第6項に規定する専用水道及び第2号に規定する小規模水道以外のものをい う。

(6) 水道施設

水道のための取水施設, 貯水施設, 導水施設, 浄水施設, 送水施設及び配水施設であって, 当該小規模水道, 小簡易専用水道, 簡易専用水道又は飲用井戸等の設置者の管理に属するものをいう。

(小規模水道等及び飲用井戸等の設置者の責務)

小規模水道等及び飲用井戸等の設置者は、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有する。

(適用除外)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 2 条第 1項に規定する特定建築物を使用し、又は利用する者に必要な水を供給するために当該特定建築物に布設させる小規模水道等及び飲用井戸等に対しては、適用しない。

(水質基準)

小規模水道又は小簡易専用水道により供給される水の水質基準は,水質基準に関する省令の定めるところによる。

(施設基準)

小規模水道は,原水の質及び量,地理的条件,当該水道の形態等に応じ,取水施設,貯水施設,導水施設,浄水施設,送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし,基準を定める

小規模水道

(確認)

小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

確認の申請をしようとする者は、申請書に、工事設計書その他規則で定める書類 及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

上記の申請を受理した場合において,市長は確認したときは,申請者にその旨を 通知しなければならない。

(変更等に係る工事前の届出)

小規模水道の設置者は、当該水道施設について、次の各号に掲げる工事をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1)水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2)沈殿池, ろ過池又は配水池の新設, 増設又は大規模の改造に係る工事

(給水開始前の検査及び届出)

小規模水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、水質検査及び施設検査を行い、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

小規模水道の設置者は,定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。また、 水質検査に関する記録を作成し,3年間保存しなければならない。

(衛生上の措置)

小規模水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要 な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(管理責任者の設置及び健康診断)

小規模水道の設置者は、水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置き、 遅滞なく、市長に届け出なければならない。

また、管理責任者について、健康診断を行い、記録を作成し、1年間保存しなければ ならない。

(設置者等の住所又は氏名の変更の届出)

小規模水道の設置者は、自己又は管理責任者の住所又は氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

相続,合併,分割,譲受その他の事由により,小規模水道の水道施設の所有権その他小規模水道の使用に関する権原を取得し,地位を承継した者は,30日以内に市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

小規模水道の設置者は、当該水道を廃止したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

小簡易専用水道及び簡易専用水道

(布設工事着手前の届出)

小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事をしようとする者は, その工事に着 手する前に, 市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

届出をした者は、その届け出た内容のうち、届出事項について変更が生じたときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(小簡易専用水道等の管理等)

小簡易専用水道の設置者は,基準に従い管理し、定期に水質検査を行わなければ ならない。

また、水質検査に関する記録を作成し、 2年間保存しなければならない。

(準用規定)

給水の緊急停止、管理責任者の設置及び健康診断、設置者の住所又は氏名の変更の届出、地位の承継の届出の各規定は、小簡易専用水道及び簡易専用水道の設置者について準用する。

飲用井戸等

(水質検査等)

飲用井戸等の設置者は、給水を開始しようとするときは、水質検査を行うよう努 めなければならない。

定期及び臨時の水質検査の結果,供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは,遅滞なく,市長に報告するよう努めるとともに,必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

(衛生上の措置)

飲用井戸等の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給水の緊急停止等)

飲用井戸等の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、市長に報告するよう努めるとともに、給水の停止その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

市長は、前3条に定める事項に関し、飲用井戸等の設置者が適切に措置を講ずる ために必要な指針を定めるものとする。

監督

(改善の指示等)

小規模水道について、当該水道施設が施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、 住民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道の設置者に対し て、期間を定めて、当該施設を改善することを指示することができる。

小簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるときは、当該小簡易専用 水道の設置者に対して、期間を定めて、当該水道の管理に関し、清掃その他の必要 な措置をとることを指示することができる。

(給水停止命令)

小規模水道又は小簡易専用水道の設置者が指示に従わない場合において、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止することを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、 当該小規模水道等の設置者から工事の施行状況若しくは小規模水道等の管理の実施 状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして工事現場、水道施設のある場 所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、 水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

雑則

(情報の提供等)

小規模水道等及び飲用井戸等の設置者に対し、安全な飲料水を供給するために必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(委任)

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

罰則

小規模水道の設置者で給水の緊急停止の規定に違反した者は,30万円以下の罰金 又は科料に処する。

次に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- ・確認を受けないで小規模水道の布設工事に着手した者
- ・小規模水道の設置者で給水を開始しようとするとき、水質検査又は施設検査を 行わなかった者
- ・小規模水道の設置者で、定期及び臨時の水質検査を行わなかった者
- ・小規模水道の設置者で、管理責任者について健康診断を行わなかった者
- ・小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者で、定期に水質検査を行わなかった 者
- ・ 小規模水道又は小簡易専用水道の設置者で、給水停止命令に違反した者

次に該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- ・小規模水道の布設工事をしようとする者で、届出をせず,又は虚偽の届出をした者
- ・届出をしないで小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事に着手した者

・市長に報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避した者